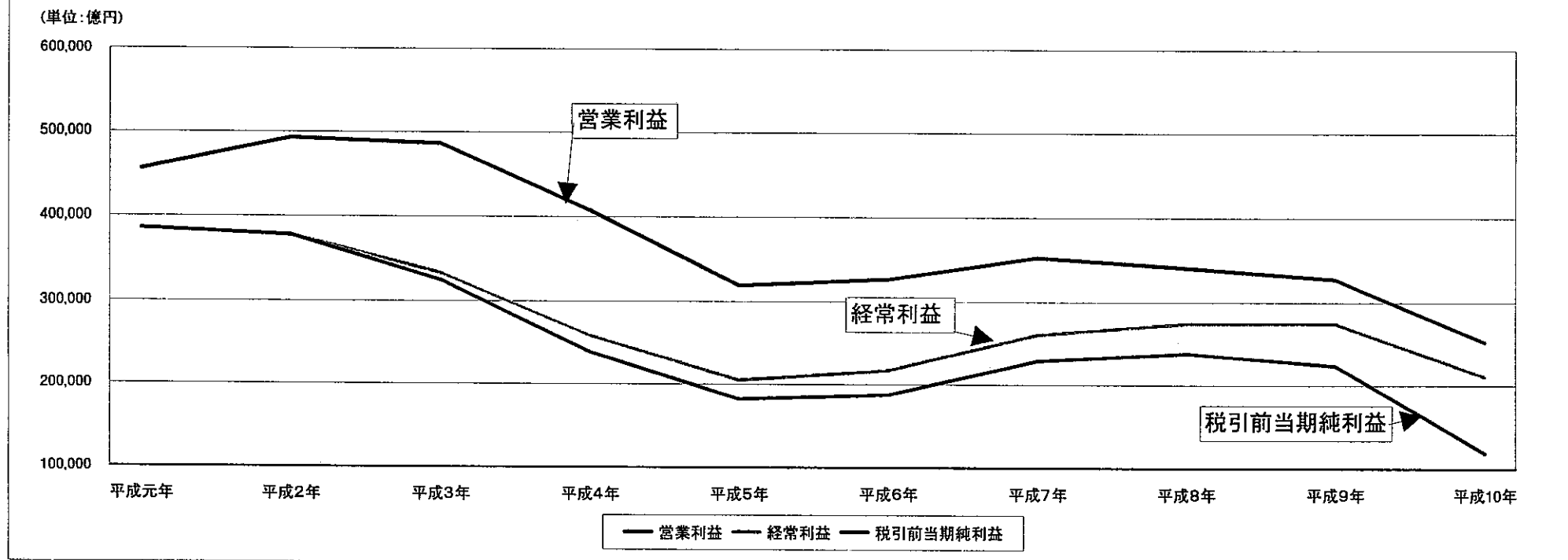


各利益の推移



(単位:億円)

	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年
営業利益	455,752	492,936	486,281	407,480	319,367	326,879	352,719	341,251	327,791	252,710
経常利益	385,798	378,127	333,753	258,905	204,922	217,146	260,618	274,710	275,008	210,552
税引前当期純利益	386,017	378,003	325,268	238,937	182,356	187,535	229,002	238,182	223,788	118,845

(注) 1 法人企業統計年報(大蔵省)から算出。

2 法人事業税の対象産業を集計。ただし、金融機関に係るものは含まれていない。

営業外損益及び特別損益とは

営業外収益…受取利息、受取配当金、^(注)有価証券売却益、受取地代家賃等

営業外費用…支払利息、支払割引料、^(注)有価証券売却損等

特別利益…前期損益修正益、固定資産売却益、^(注)(有価証券売却益)等

特別損失…前期損益修正損、固定資産売却損、災害による損失、^(注)(有価証券売却損)等

(注) 有価証券売却損益……………「企業会計原則」、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」においては、営業外損益に区分。ただし、「企業会計原則注解」において、「転売以外の目的で取得した有価証券の売却損益」は、特別損益に区分することとされている。

なお、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」第四十二条において、「特別損益の部には、前期損益修正損益、固定資産売却損益その他の異常な利益又は損失についてその内容を示す適当な名称を付した科目を設けて記載しなければならない。」とされていることから、有価証券売却損益額が異常に大きな場合には、特別損益に計上する法人も存在。

(参考)

法人における利益の概念

① 営業利益

$$\begin{aligned}\text{営業利益} &= \text{売上高} - \text{営業費用} \\ &= \text{売上高} - (\text{売上原価} + \text{販売費} \cdot \text{一般管理費})\end{aligned}$$

② 経常利益

$$\text{経常利益} = \text{営業利益} + \text{営業外収益} - \text{営業外費用}$$

③ 税引前当期純利益

$$\text{税引前当期純利益} = \text{経常利益} + \text{特別利益} - \text{特別損失}$$

④ 法人税法上の所得

税引前当期純利益から税法上の加減算を行ったもの

企業会計原則（抄）

（営業利益）

三 営業損益計算は、一会計期間に属する売上高と売上原価とを記載して売上総利益を計算し、これから販売費及び一般管理費を控除して、営業利益を示す。

A 企業が商品等の販売と役務の給付とをともに主たる営業とする場合には、商品等の売上高と役務による営業収益とは、これを区別して記載する。

B 売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積り、これを当期の損益計算に計上することができる。

C 売上原価は、売上高に対応する商品等の仕入原価又は製造原価であつて、商業の場合には、期首商品たな卸高に当期商品仕入高を加え、これから期末商品たな卸高を控除する形式で表示し、製造工業の場合には、期首製品たな卸高に当期製品製造原価を加え、これから期末製品たな卸高を控除する形式で表示する。

D 売上総利益は、売上高から売上原価を控除して表示する。
役務の給付を営業とする場合には、営業収益から役務の費用を控除して総利益を表示する。

E 同一企業 of 各経営部門の間における商品等の移転によつて発生した内部利益は、売上高及び売上原価を算定するに当つて除去しなければならない。

F 営業利益は、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除して表示する。
販売費及び一般管理費は、適当な科目に分類して営業損益計算の区分に記載し、これを売上原価及び期末たな卸高に算入してはならない。ただし、長期の請負工事については、販売費及び一般管理費を適当な比率で請負工事に配分し、売上原価及び期末たな卸高に算入することができる。

（営業外損益）

四 営業外損益は、受取利息及び割引料、有価証券売却益等の営業外収益と支払利息及び割引料、有価証券売却損、有価証券評価損等の営業外費用とに区分して表示する。

（経常利益）

五 経常利益は、営業利益に営業外収益を加え、これから営業外費用を控除して表示する。

（特別損益）

六 特別損益は、前期損益修正益、固定資産売却益等の特別利益と前期損益修正損、固定資産売却損、災害による損失等の特別損失とに区分して表示する。

（税引前当期純利益）

七 税引前当期純利益は、経常利益に特別利益を加え、これから特別損失を控除して表示する。

(参考)

企業会計原則注解(抄)

〔注12〕 特別損益項目について(損益計算書原則六)

特別損益に属する項目としては次のようなものがある。

(1) 臨時損益

イ 固定資産売却損益

ロ 転売以外の目的で取得した有価証券の売却損益

ハ 災害による損失

(2) 前期損益修正

イ 過年度における引当金の過不足修正額

ロ 過年度における減価償却の過不足修正額

ハ 過年度におけるたな卸資産評価の訂正額

ニ 過年度償却済債権の取立額

なお、特別損益に属する項目であつても、金額の僅少なもの又は每期経常的に発生するものは、経常損益計算に含めることができる。

株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則
(昭和三十八年三月三十日法務省令第三十一号) (抄)

(経常損益の部)

第三十八条 営業損益の部及び営業外損益の部は、売上高、売上原価、販売費及び一般管理費その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業損益)

第三十九条 営業収益の合計額と営業費用の合計額との差額は、営業利益又は営業損失として記載しなければならない。

(経常損益)

第四十一条 第三十九条の営業利益又は営業損失の額に、営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額は、経常利益又は経常損失として記載しなければならない。

(特別損益の部)

第四十二条 特別損益の部には、前期損益修正損益、固定資産売却損益その他の異常な利益又は損失についてその内容を示す適当な名称を付した科目を設けて記載しなければならない。

(当期損益)

第四十三条 第四十一条の経常利益又は経常損失の額に、前条の利益の合計額と損失の合計額を加減した額は、税引前当期利益又は税引前当期損失として記載しなければならない。

2 税引前当期利益又は税引前当期損失に加減すべき次の各号の額は、その内容を示す適当な名称を付して前項の税引前当期利益又は税引前当期損失の次に記載しなければならない。

一 法人税その他の税の額

二 法人税等調整額

3 税引前当期利益又は税引前当期損失の額に、前項各号の額を加減した額は、当期利益又は当期損失として記載しなければならない。

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
(昭和三十八年十一月二十七日 大蔵省令第五十九号) (抄)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の適用対象となる法人の条件
(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第一条等により)

- ・ 資本金五億円以上
- ・ 株券等の所有者数三百人以上 等

(損益計算書の記載方法)

第六十九条 損益計算書の記載方法は、本章の規定の定めるところによる。

2 損益計算書は、様式第三号により記載するものとする。

(売上総損益金額の表示)

第八十三条 売上高から売上原価を控除した額(売上原価が売上高をこえる場合は、売上原価から売上高を控除した額)は、売上総利益金額又は売上総損失金額として表示しなければならない。

(営業損益金額の表示)

第八十九条 売上総利益金額から販売費及び一般管理費の合計額を控除した額(販売費及び一般管理費の合計額が売上総利益金額をこえる場合は、販売費及び一般管理費の合計額から売上総利益金額を控除した額)を営業利益金額若しくは営業損失金額として表示し、又は売上総損失金額に販売費及び一般管理費の合計額を加えた額を営業損失金額として表示しなければならない。

2 第八十六条ただし書の規定により販売費及び一般管理費の次に別に掲記した費用の金額は、前項の営業利益金額又は営業損失金額の表示については、販売費及び一般管理費の合計額に加算しなければならない。

(営業外収益の表示方法)

第九十条 営業外収益に属する収益は、受取利息(有価証券利息を除く。)及び割引料、有価証券利息、受取配当金、有価証券売却益、仕入割引その他の項目の区分に従い、当該収益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各収益のうちその金額が営業外収益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（営業外費用の表示方法）

第九十三条 営業外費用に関する費用は、支払利息及び割引料、社債利息、社債発行差金償却、社債発行費償却、創立費償却、開業費償却、貸倒引当金繰入額又は貸倒損失（第八十七条の規定により販売費として記載されるものを除く。）、有価証券売却損、売上割引その他の項目の区分に従い、当該費用を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各費用のうちその金額が営業外費用の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該費用を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（経常損益金額の表示）

第九十五条 営業利益金額又は営業損失金額に、営業外収益の金額を加減し、次に営業外費用の金額を加減した額を、経常利益金額又は経常損失金額として表示しなければならない。

（特別利益の表示方法）

第九十五条の二 特別利益に属する利益は、前期損益修正益、固定資産売却益その他の項目の区分に従い、当該利益を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各利益のうち、その金額が特別利益の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該利益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（特別損失の表示方法）

第九十五条の三 特別損失に属する損失は、前期損益修正損、固定資産売却損、災害による損失その他の項目の区分に従い、当該損失を示す名称を付した科目をもつて掲記しなければならない。ただし、各損失のうち、その金額が特別損失の総額の百分の十以下のもので一括して表示することが適当であると認められるものについては、当該損失を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。

（当期純損益金額の表示）

第九十五条の四 経常利益金額又は経常損失金額に特別利益の金額を加減し、次に特別損失の金額を加減した額を、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

（参考）

（研究開発費の注記）

第八十六条 一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費については、その総額を注記しなければならない。

法人税法

(昭和四十年三月三十一日法律三十四号) (抄)

(内国法人の課税所得の範囲)

第五条 内国法人に対しては、各事業年度の所得について各事業年度の所得に対する法人税を、清算所得について清算所得に対する法人税を課する。

(各事業年度の所得に対する法人税の課税標準)

第二十一条 内国法人に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の所得の金額とする。

(各事業年度の所得の金額の計算)

第二十二条 内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

3 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする。

一 当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額

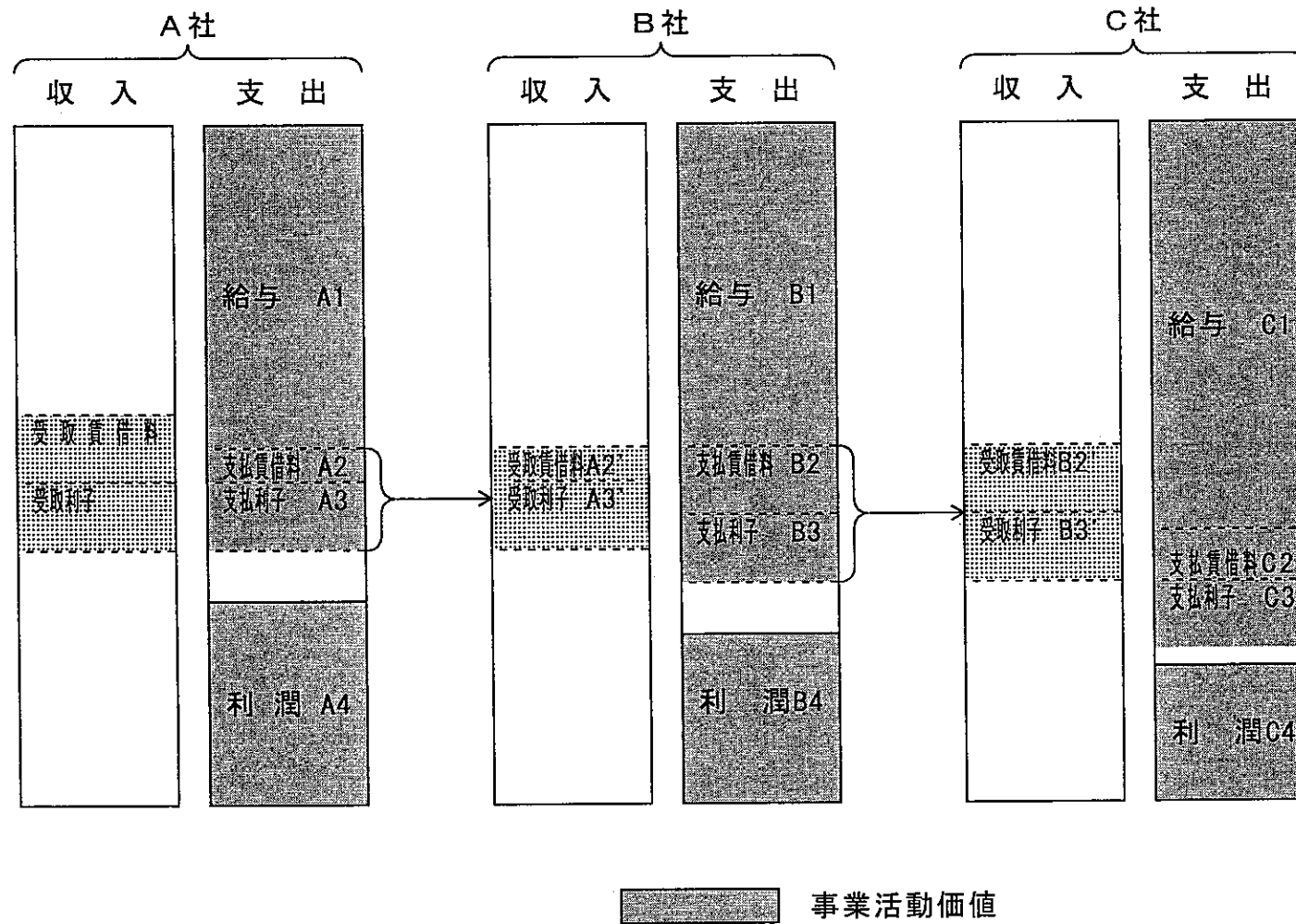
二 前号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)の額

三 当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの

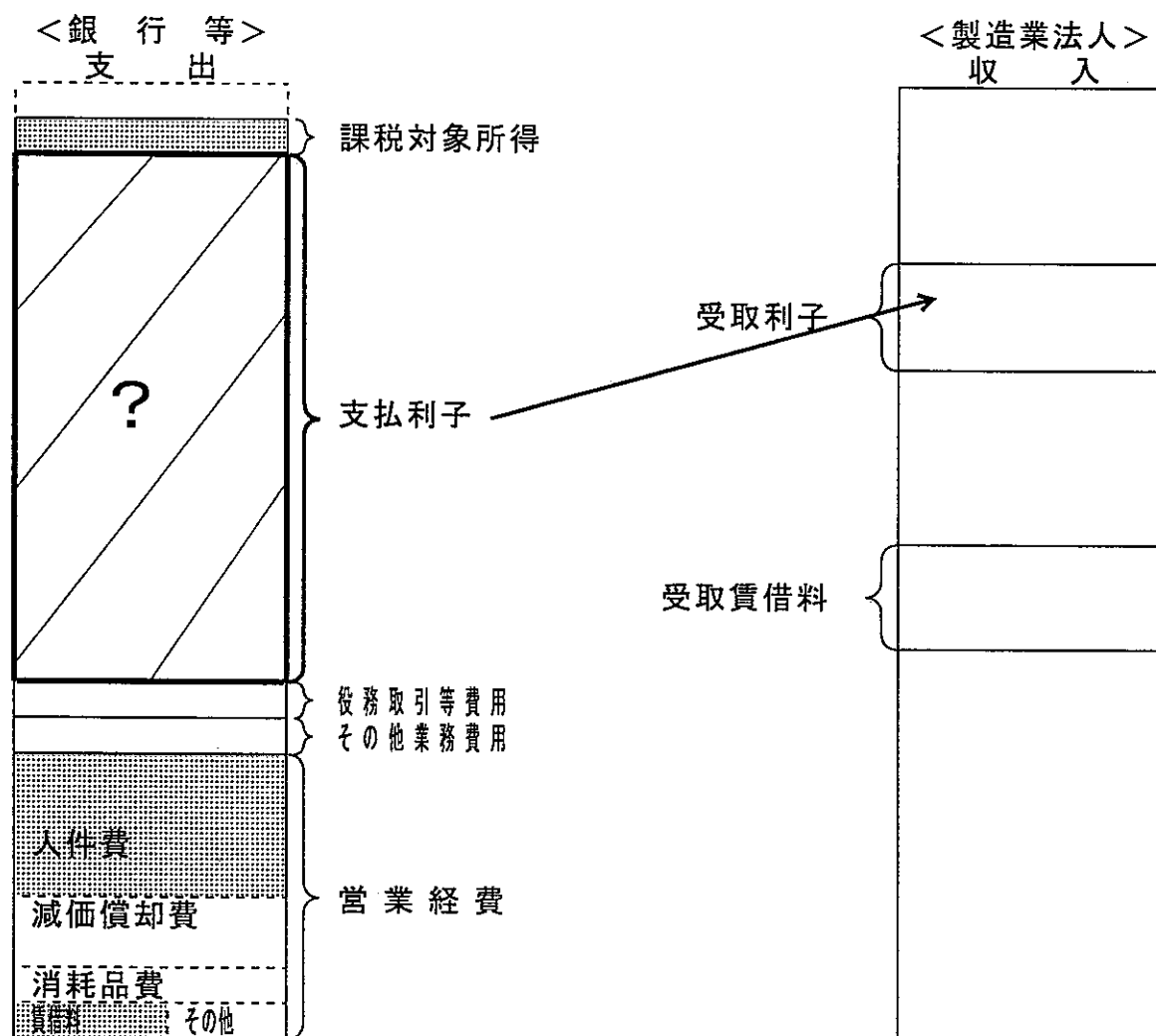
4 第二項に規定する当該事業年度の収益の額及び前項各号に掲げる額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つて計算されるものとする。

5 第二項又は第三項に規定する資本等取引とは、法人の資本等の金額の増加又は減少を生ずる取引及び法人が行う利益又は剰余金の分配(商法第二百九十三条ノ五第一項(中間配当)又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第百二条第一項(中間配当)に規定する金銭の分配を含む。)をいう。

事業活動価値と付加価値



(参 考)



(注) 銀行等の課税対象所得は、業務純益からその他経常収支、特別損益等を加減算したもの。

事業活動価値における申告イメージ

未 定 稿

損 益 計 算 書 等

(費用の部)

① 事業活動価値

課税標準 : 所得 + 給与総額 + 支払利子 + 賃借料
(注: 銀行業等においては、原則、支払利子は課税対象に含めないこととし、同様に、不動産貸付業等においても、原則、支払賃借料は課税対象に含めないこととすることが適当か。)

各要素の範囲

「所得」 : 所得基準による事業税の課税標準額と同様 (ただし、繰越控除適用前のもの)	新規の書類作成は不要
「給与総額」 : 俸給・給料等、賞与、福利厚生費等の合計額 (注: 退職手当を含めることとすることが適当か。)	給与計算書を作成 <-----
「支払利子」 : 借入金利子、支払割引料、社債利息等の合計額	支払利子計算書を作成 <-----
「賃借料」 : 支払地代、支払家賃、動産賃借料等の合計額	賃借料計算書を作成 <-----

原材料費

売上原価

減価償却費
消耗品費
労務費
賃借料
その他

人件費

販売費・一般管理費

減価償却費
消耗品費
賃借料
その他

支払利子
株式売却損等

営業外損益

固定資産売却損等

特別損益

※ 所得以外の構成要素については、課税標準の範囲に含まれるデータの積上げを行うとともに、当該データの合計額を裏付ける一定の計算書(明細書)の提出が必要になると考えられる。

(注) 法人は、この他に、法人税申告書の付属明細書、労働基準法で義務づけられている賃金台帳、所得税の月別源泉徴収高表等を作成している。

地方法人課税小委員会報告（抄）

〔平成11年7月9日〕
〔政府税制調査会〕

三 望ましい外形基準のあり方

2. 外形基準の四つの類型

(2) 給与総額

- ① 給与総額は、法人の人的活動量を示すのみでなく、事業活動価値の概ね7割を占めていることから、各法人の事業活動の規模を相当程度反映しているものと評価することができ、また、実務上の簡便性の面も考えれば、給与総額を外形基準として採用することも考えられる。

給与総額の定義については、課税の公平等の観点から、基本的には、給与としての性格を有するものについては、なるべく広く課税標準に算入するという考え方もあるが、福利厚生費等の取扱いについては、簡素な仕組みとするという観点からの検討も必要であろう。

給与総額における福利厚生費とは

① 法定福利厚生費

- ・ 健康保険料
- ・ 厚生年金保険料
- ・ 雇用保険料
- ・ 労災保険料
- ・ 児童手当拠出金 等

② 法定外福利厚生費

- ・ 企業年金

※ 退職給与引当金

- ・ 制服
- ・ 冠婚葬祭用金品等
- ・ 職員値引販売
- ・ 食事支給
- ・ 社宅
- ・ 低利融資による利益 等

※ 退職給与引当金は、福利厚生費ではないが、退職金を給与総額に含め、課税対象とすると退職金の代わりに企業年金を実施している法人との整合性をどのように考えるか？

給与総額における申告イメージ

② 給与総額

課税標準 : 給与総額による課税 + 所得基準による課税

各要素の範囲

「所得」 : 所得基準による事業税の課税標準額と同様
(ただし、繰越控除適用前のもの)

新規の書類作成は不要

「給与総額」 : 俸給・給料等、賞与、福利厚生費等の合計額
(注 : 退職手当を含めることとすることが適当か。)

給与計算書を作成 ←

給与総額による課税
(税込規模で1/2程度)

+

所得基準による課税
(税込規模で1/2程度)

※ 給与総額については、課税標準の範囲に含まれるデータの積上げを行うとともに、当該データの合計額を裏付ける一定の計算書(明細書)の提出が必要になると考えられる。

未定稿

損益計算書等
(費用の部)

原材料費

売上原価

減価償却費

消耗品費

労務費

賃借料 : その他

人件費

減価償却費

消耗品費

賃借料 : その他

支払利子

株式売却損等

固定資産売却損等

販売費・一般管理費

営業外損益

特別損益

(注) 法人は、この他に、法人税申告書の付属明細書、労働基準法で義務づけられている賃金台帳、所得税の月別源泉徴収高表等を作成している。

現行の事業税における事務所・事業所の概念

地方税法

(昭和二十五年七月三十一日法律二百二十六号) (抄)

(事業税の納税義務者等)

第七十二条 事業税は、法人の行う事業並びに個人の行う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対し、法人にあつては所得及び清算所得又は収入金額、個人にあつては所得を課税標準として事務所又は事業所所在の道府県において、その法人及び個人に課する。

28 略

地方税法の施行に関する取扱について(道府県税関係)

(昭和二十九年五月十三日自乙府発第百九号) (抄)

第一章 一般的事項

六 事務所又は事業所

- (1) 事務所又は事業所(以下「事務所等」という。)とは、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であつて、そこで継続して事業が行われる場所をいうものであること。この場合において事務所等において行われる事業は、当該個人又は法人の本来の事業の取引に関するものであることを必要とせず、本来の事業に直接、間接に関連して行われる附随的事业であつても社会通念上そこで事業が行われていると考えられるものについては、事務所等として取り扱って差し支えないものであるが、宿泊所、従業員詰所、番小屋、監視所等で番人、小使等のほかに別に事務員を配置せず、専ら従業員の宿泊、監視等の内部的、便宜的目的のみに供されるものは、事務所等の範囲に含まれないものであること。

(2) 略

物的基準と人的基準の組合せにおける申告イメージ

未 定 稿

損 益 計 算 書 等
(費用の部)

③ 物的基準+人的基準

課税標準 : 物的基準と人的基準の組合せによる課税+所得基準による課税

各要素の範囲

「所得」 : 所得基準による事業税の課税標準額と同様
(ただし、繰越控除適用前のもの)

新規の書類作成は不要

「物的基準」 : 使用者課税の原則

各要素に応じた計算書の作成

「給与総額」 : 俸給・給料等、賞与、福利厚生費等の合計額
(注:退職手当を含めることとすることが適当か。)

給与計算書を作成 <-----

※損益計算書や勘定科目内訳書等が参考になる

物的基準と人的基準による課税
(税込規模で1/2程度)

+

所得基準による課税
(税込規模で1/2程度)

※ 給与総額については、課税標準の範囲に含まれるデータの積上げを行うとともに、当該データの合計額を裏付ける一定の計算書(明細書)の提出が必要になると考えられる。

原材料費

売上原価

減価償却費
消耗品費
労務費
賃借料:その他

人件費

販売費・一般管理費

減価償却費
消耗品費
賃借料:その他

支払利子
株式売却損等

営業外損益

固定資産売却損等

特別損益

(注) 法人は、この他に、法人税申告書の付属明細書、労働基準法で義務づけられている賃金台帳、所得税の月別源泉徴収高表等を作成している。

地方法人課税小委員会報告（抄）

（平成11年7月9日）
（政府税制調査会）

三 望ましい外形基準のあり方

2. 外形基準の四つの類型

（4）資本等の金額

（中略）

- ④ 資本等の金額に基づく課税については、法人事業税全体をこの形に改革することは現実的ではなく、むしろ、所得基準による課税や他の外形基準による課税と組み合わせて用いることを基本として考えることが適当である。

資本等の金額における申告イメージ

未 定 稿

④ 資本等の金額

貸 借 対 照 表 等
(資本の部)

資本金
資本準備金
利益準備金
その他剰余金

課税標準 : 資本等の金額に事務所数や従業員数を加味した上、所得基準や他の外形基準との組合せによる課税

各要素の範囲

(例)

「所得」: 所得基準による事業税の課税標準額と同様
(ただし、繰越控除適用前のもの)

新規の書類作成は不要

「資本等の金額」: 資本金と資本積立金額の合計額 ←

資本等の金額区
分による税額

×

事務所数

+

所得基準等
による課税

OR

資本等の金額区
分及び従業員数
の組合せによる
税額

+

所得基準等
による課税

(注) その他、法人登記簿謄本等が存在している。